4　狩猟の適正化

狩猟は、許可による捕獲や鳥獣捕獲等事業による捕獲とは異なり、狩猟者登録を行った者の自由な意思で行われる。その一方で、狩猟制度に基づく捕獲が、鳥獣の計画的な管理に貢献し得るものであることを踏まえ、狩猟の意義を社会で広く共有することが期待される。また、狩猟者は、今後も鳥獣保護管理事業の重要な担い手として社会から信頼を得て、市民の理解を得ていくことが必要である。

狩猟においては、重大な事故や錯誤捕獲等が発生し得る。猟具の使用による危険の予防等は、狩猟を行う上で、最も基礎的で重要な事項の一つである。狩猟の適正化のため、狩猟者にあっては、安全確保と法令遵守はもちろんのこと、地域社会の理解を得るためマナーも含めて遵守することも求められている。

一方で、全国的に狩猟者の減少・高齢化が続いているため、狩猟者の人数の確保が喫緊の課題であることから、狩猟の役割について普及啓発を行うとともに、狩猟者確保のための方策を充実させるよう努める。

5　鳥獣の管理の強化に伴う配慮事項

⑴　鳥類の鉛中毒の防止

全国的に指定管理鳥獣の管理が強化される中で、鉛製銃弾の使用に伴う鳥類の鉛中毒症例の増加等が懸念されているが、特に北海道を除く地域において鉛中毒の発生実態に関する科学的知見は十分蓄積されていない。

国及び都道府県は、鳥獣の捕獲等に起因する鳥類の鉛の汚染の現状を科学的に把握するため、効果的なモニタリング体制を構築する。鉛製銃弾による影響が懸念され、かつ、水鳥又は猛禽（きん）類の保護の観点から効果が見込まれる場合には、当該地域での指定猟法禁止区域制度の活用や鳥獣捕獲等事業における非鉛製銃弾の使用を検討する。また、非鉛製銃弾への切替えを促進するため代替弾に関する情報について把握及び周知に努めるとともに、捕獲した鳥獣を山野等へ放置しない等の捕獲個体の適切な取扱いについて普及啓発を図る。

⑵　錯誤捕獲の防止

全国的に指定管理鳥獣の管理が強化される中で、わなの使用に伴う錯誤捕獲の増加も懸念される。国及び都道府県は、この現状を科学的に把握するため、特に、指定管理鳥獣捕獲等事業においては、わなの使用に伴って錯誤捕獲される鳥獣の種類、数、処置等の情報を可能な限り収集し、錯誤捕獲の防止及び錯誤捕獲が発生した際の対応のための対策に活用する。錯誤捕獲の防止は、捕獲等の非対象種の保護の観点で重要となるだけでなく、捕獲等の対象種の効率的な捕獲にも効果がある点について留意する。

⑶　捕獲個体の活用の促進

鳥獣の管理を促進する観点から、鳥獣の捕獲個体については、地域の実情に応じて、食肉への活用等の有効利用を促進する。

⑷　地域住民の理解と協力

鳥獣の管理の実施は鳥獣の捕殺を伴うことから、国民の理解を得るためには、鳥獣の生息状況及び被害状況並びにそれらを踏まえた対策の必要性及び科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。

また、今後、指定管理鳥獣等については捕獲数の増大が見込まれる中、捕獲した鳥獣を地域資源として可能な限り有効に活用することにより、安寧な生活環境や豊かな自然環境が鳥獣の命と引き換えに得られていることへの感謝の念や理解を深めてもらうことは重要である。

第四　鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施

以下の区分及び特性に応じてきめ細かな鳥獣の保護及び管理を進める。

1　制度上の区分に応じた保護及び管理

⑴　希少鳥獣等

ア　対象種

希少鳥獣には、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ＩＡ・ＩＢ類又はⅡ類に該当する鳥獣、さらに、絶滅危惧ＩＡ・ＩＢ類又はⅡ類から外れたものの、保護又は管理の手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣を環境省令で定めるものとする。国は、レッドリストの見直し又は適切な保護若しくは管理の手法が確立した段階で対象種を見直す。

また、都道府県は、鳥獣保護管理事業計画において、都道府県希少鳥獣を示すことができるものとし、都道府県希少鳥獣は、都道府県のレッドリストにおいて同様の取扱いがなされている鳥獣を対象とし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直す。

なお、絶滅のおそれのある地域個体群についても、必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。

イ　保護及び管理の考え方

環境大臣による適切な捕獲許可、国指定鳥獣保護区（希少鳥獣生息地の保護区）の指定等の実施により、種及び地域個体群の存続を図るための取組を行う。

さらに、必要に応じて、国が希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画を作成し、保護又は管理に努める。なお、希少鳥獣等に関する地域における取組について、必要に応じて、都道府県が任意に地域の計画を作成することは妨げない。

特に絶滅のおそれのある鳥獣については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種に指定し、同法に基づく取組を実施する。

⑵　狩猟鳥獣

ア　対象種

狩猟鳥獣は、以下の1)及び2)の選定の考え方に基づき、環境省令で定めるものとする。

1)　地方公共団体や狩猟者等の要請を踏まえ、狩猟の対象となり得ると認められるもの。

2)　狩猟鳥獣とした場合に、当該捕獲等が、次の①～③のいずれの観点でも著しい影響を及ぼさないもの。

①　当該鳥獣の保護の観点

②　生物多様性の確保の観点

③　社会的・経済的な観点

この際、対象となる種の狩猟資源としての価値、生息状況、繁殖力等の生物学的な特性、地域個体群の長期的な動向、当該種による農林水産業等への被害の程度の側面等を踏まえ、総合的に検討する。国は、鳥獣保護管理事業計画に係る基本指針を５年ごとに見直す際、対象となる鳥獣の見直しを行う。

イ　保護及び管理の考え方

国は、全国的な狩猟鳥獣の保護の見地から、捕獲等の制限を行うとともに、必要に応じて狩猟鳥獣の指定解除の検討を行う。また、都道府県においても、都道府県が作成したレッドリスト等の情報を活用し、休猟区の指定、捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図る。

ただし、特に管理を強化すべき外来鳥獣である狩猟鳥獣については、その持続的な利用の観点での保護の取組は行わない。

⑶　外来鳥獣

ア　対象種

外来鳥獣は、我が国に過去又は現在の自然分布域を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。なお、我が国に自然分布域を有しているが、人為的に過去又は現在の自然分布域を超えて国内の他地域に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている又はそのおそれがある鳥獣についても同様の取扱いとする。